

## 第10回大阪府環境審議会水質部会 議事録

日 時：平成28年9月26日（月）14時～15時45分  
場 所：大阪府咲洲庁舎45階 会議室

○司会（酒井） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第10回水質部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、司会を務めます環境管理室の酒井でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、本日お配りしています資料を確認させていただきます。まず議事次第と、その裏面が配席図でございます。その次に、部会の運営要領と委員名簿をつけています。続きまして、A3判を含む資料1－1が河川環境基準の類型指定（案）に対する府民意見等の募集結果について、資料1－2が類型指定についての部会報告（素案）、資料2－1が総量削減計画のあり方検討について。続きまして、こちらもA3判を含む資料2－2が総量規制基準案についてでございます。また、参考資料といしまして、平成27年度における府内の水質調査結果、現在の総量規制基準、前回部会の議事録でございます。資料に漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと存じます。

池部会長、よろしくお願ひいたします。

○池部会長 それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、議題（1）として、河川水質環境基準の類型指定に係る水質部会報告案についての議事に入ります。

初めに、前回部会で審議いたしました類型指定案についてパブリックコメントを行った結果についてご意見が2つございましたので、1つずつ検討していきたいと思います。事務局から資料1－1につきまして順番に説明をお願いいたします。

○事務局（川上） 大阪府環境保全課の川上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1により説明いたします。座って説明させていただきます。

前回の第9回水質部会において取りまとめをいただきました河川水質環境基準に係る類型指定（案）について、平成28年8月10日から9月8日まで府民意見等の募集を行いました。その結果、個人2名から2件のご意見をいただきました。

今後、水質部会として意見に対する見解を示す予定となっており、これまでの水質部会での検討内容等を踏まえて事務局で今回改めて整理した事項を以下に示しています。なお、意見の概要ですが、趣旨を損なわない範囲で一部要約しています。

また、意見募集の内容につきましては、こちらの資料の5ページ目以降に参考として意見募集をしたときのウェブページ、それから、そのときに添付しましたA3判の資料をお付けしています。

それでは、1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

まず1つ目のご意見が、水無瀬川について、個人1名の方から1件のご意見をいただきました。

意見の概要は、「水無瀬川については大阪府を代表するトップランナーとして上位類型を目指すべきです」というものです。

このご意見に対して部会としての見解を示していただくに当たりまして、これまでの検討内容を事務局の方で整理しました。その整理のポイントを（2）に示しています。

こちらのご意見は、水無瀬川の類型を現行のA類型から上位類型のAA類型を目指すべきという内容でございます。このため、今回の類型指定の見直しの基本的考え方を示されましたAA類型指定の考え方方に沿って、水無瀬川の状況を整理することが必要と考えました。

### （3）に整理した事項を示しています。

まず、①のAA類型指定の考え方でございます。

確認になりますが、今回の類型指定の見直しでは、平成26年度にA類型の環境基準達成率が100%となったことを踏まえまして、A類型の水域であってAA類型の水質を十分に満たしていて、かつ自然探勝の場としての利用がなされている、そういう水域について類型改定の検討を行いました。水質の状況や、水域の利用形態、発生源の状況等を詳細に検証しまして、これまで大阪府内で指定の無かったAA類型を初めて指定することとしたものです。

一方で、水無瀬川の概要でございます。

水無瀬川は、大阪府の北部、京都府との県境に近い、高槻市及び島本町を流れる淀川水系の一級河川でございます。流路延長は約11.1km、名神高速道路との交差部から、上流はV字渓谷をなす山間部を流下しています。名神高速道路より下流は市街地が広がっていまして、その中を流れて桂川に合流します。島本町の大沢地区特設水道への取水が行われていて、上水道水源水域でもあります。

類型指定の状況ですが、BOD等の5項目につきましては平成3年度に全域をA類型に指定しています。環境基準点は名神高速道路高架橋下です。また、水生生物の保全等に関する3項目については平成21年度に生物A類型に指定しています。

続きまして、水質等の状況でございます。

平成16年度から27年度までのBOD75%値は報告下限値未満から1.0mg/Lとなっていまして、上位類型であるAA類型の環境基準値1mg/Lを下回っている状況です。BODの年平均値は0.5mg/Lから1.0mg/Lです。

水生生物につきましては、生物B類型相当の魚種であるナマズが生息し、その他にカワムツ、カワヨシノボリなどの魚種が確認されています。

④としまして、水無瀬川の利用状況です。

下の図に簡単な地図をお示ししています。真ん中あたりを蛇行して流れている黒い濃い線が水無瀬川です。左上の上流で一度高槻市に入りまして、また島本町に戻って右下の下流へ

流れているという形になっています。○で示していますのが名神高速道路高架橋下という環境基準点の位置です。

上流部の方が山吹渓谷という、写真を載せていますが、このような渓谷になっていまして、一部の区間では「おおさか環状自然歩道」という大阪府により整備されているハイキングルートが設定されています。ただ、落石の危険などにより、現在はこのルートから迂回路をして迂回措置を行っており、こちらの川の方で自然探勝を目的としたアクセスが困難になっています。

中流部から下流部にかけての川岸はブロック積みの護岸で構成されていまして、中流部には漁業組合が運営するアマゴ・マス釣り場、また下流部には河川公園など、親水利用を目的とした人工的な施設が整備されています。

以上から、現時点では水無瀬川において、AA類型の指定の1つの大きな要件である「自然探勝の場としての利用がなされている」というところまでは判断できない状況です。

以上、まとめますと、まず、今回の類型指定の見直しでは基本的な考え方沿ってAA類型への改定の検討を行ってまいりました。水無瀬川の水質の状況は非常に良くてAA類型の基準値を十分下回っていますが、もう1つの要件である自然探勝の場としての利用が十分になされているとは判断できないことから、今回の見直しでは改定を行わないことにいたしました。

1件目のご意見についての説明は以上です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○池部会長　　ありがとうございます。

ただいまご説明がありましたが、ご質問あるいは何かコメント等はございますか。水質はAA類型を満たしているが、もう1つの今回のAA類型への変更のポイントとして自然探勝の地としてはまだそういう利用はないという判断で今回は見送りということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

今回、自然探勝の場としての利用というのをAAに上げる基準にしたのですが、質問されている方にとっては、未来永劫というか、将来ずっとなのかというようなニュアンスがあるのか気になるところだと思います。自然探勝というのが、本当に現自然のところばかりではなくて、一部人工的だが、水と親しむような整備がされてきているということで、もう少し将来的にはそういう利用があるという判断をする可能性があるかというか、問われたことかもしれません。そのあたり、事務局として何か見解をお持ちですか。

○事務局（川上）　　現状ではこういった形で今回の見直しでは判断させていただいたのですが、他の類型見直しと同じく、利用状況等が変わりましたらまた適宜見直しを考えいくというように考えています。

○池部会長　　それでは、今のようなことも含めた形での回答にしていただく方がいいと思うのですが、先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、1件目は、「使われていません」と言ってしまったそこまでになりますので、少し将来の可能性という要素を含めたコメントへの対応としたいと思います。

それでは、もう1件についてご説明をお願いいたします。

○事務局（川上） ありがとうございます。

それでは、2つ目のご意見についての説明をさせていただきます。

2つ目は芥川について。こちらは個人1名から1件のご意見です。

概要は、「芥川（1）の水域をAA類型に改定することは、より厳しい基準値を設定する野心的な取組みだと思います。ただし、環境基準値を厳しく設定することは水質保全にかかるコストが増すことを意味すると思います。芥川上流には集落や碎石場もある環境です。そうしたところでAA類型の環境基準値（BOD 1 mg/L以下、大腸菌群数50MPN/100 mL以下）を保つことが果たして現実的なのか、少し疑問を感じます」ということでした。

こちらのご意見に対する見解を示すに当たって整理したポイントが、以下の3点となります。

こちらのご意見は、芥川（1）のAA類型の改定案について、野心的な取組みであると一定評価していただく一方で、上流域にBOD汚濁負荷の発生源が存在する中、より厳しい環境基準値を満足するためにはコストの増大を招くとの懸念を示された内容です。このため、芥川（1）のBOD濃度の状況、そして、BOD汚濁負荷の状況について改めて整理が必要と考えました。

汚濁負荷量につきましては、今回のご意見で、より厳しい基準値に対応するために新たな行政コスト等が発生するのではないかというご懸念がありましたが、もう一度汚濁負荷量についての検討結果も整理する必要があると考えました。

3つ目の、今回の見直しに当たっての大腸菌群数についての考え方を改めて整理をする必要があると考えました。

（3）の整理した事項でございます。

AA類型指定の考え方は、先ほどの水無瀬川と同じ考え方で今回芥川の方も検討しています。

水質等の状況は、BODにつきましては第8回、第9回の水質部会の資料でお示しましたとおり、BOD75%値が平成18年度以降連続してAA類型の環境基準値を十分下回っている状況です。

汚濁負荷量につきまして、芥川（1）の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計を第9回の水質部会で行いました、結果をお示しました。

汚濁源の種別のうち、生活系には上流域の集落からの汚濁負荷量が含まれ、また産業系の方にはこちらのご意見にもありました上流域に所在する採石場、1事業場あるのですが、こちらからの負荷量も含まれた形で算定されていることを確認いたしました。

表1に示すとおり、平成26年度の推計結果は全体で44.4kg/日でした。そのうち生活系及び産業系からの負荷量はそれぞれ3.3 kg/日、2.7 kg/日にとどまり、汚濁負荷のインパクトは小さいと言えます。また、負荷変動の状況や今後の見通しについても第9回の部会で検討をいただいた結果、各種の発生源からの負荷について将来的に大きな変化はないと見込

まれるという結論に至りました。

以上のことから、芥川（1）につきましては、BODと水質の状況、それから汚濁負荷量を見ましても現状で十分AA類型の水質は担保されており、水質保全のための新たなコストを生じさせることはないと考えられるという結論になっています。

また、大腸菌群数については、第8回の水質部会資料でお示ししたのですが、平成26年度、府内の大腸菌群数の測定を行っている、この芥川（1）の塚脇橋を含むA、B類型のほとんどの地点で環境基準値を超過する値が見られた、ということについて再度確認いたしました。

こちらは、図2に示しますとおり、大腸菌群数とBODの間には明らかな相関性は見られなかったという結論に第8回部会のときに達しており、このことから、大腸菌群数を主たる類型見直しの検討項目とはしない、と考え方に反映されたところです。

大腸菌群数につきましては、国の検討会の中でも、ふん便汚染が想定されないような山間部の河川などにおいても基準値を大きく上回る大腸菌群数が測定されるといったこともあります。指標性に乏しいといった指摘もありますので、国の方でも大腸菌群数に代わる指標を検討すべきというご意見もあります。

このため、今回の類型指定に当たっての基本的考え方では、大腸菌群数は主たる検討する項目とはせずに、引き続き個別に水質の状況を監視すべきものと考えられると、第8回の部会で考え方を定めています。

なお、参考までに全国の状況は、環境省の平成26年度の公表資料によりますと、全国のAA類型の指定水域での大腸菌群数の調査結果では、総検体数4,507検体のうち83.5%に当たる3,763検体が環境基準値を超過しているという状況でございます。

以上、まとめますと、まず今回の類型指定の見直しでは、芥川の（1）についても基本的な考え方方に沿ってAA類型の改定の検討を行いました。その結果、摂津峡などの自然探勝の場としての利用状況なども含めて指定の要件に合致しましたので、この良好な水質を維持したいという強い思いで、大阪府内では初めてとなるAA類型を指定することいたしました。水質の状況やBOD汚濁負荷の状況、今後の見通しを含めて検証しました結果、現状の水質を維持することは可能と考えられますので、水質保全のための新たなコストは生じないものと考えています。なお、大腸菌群数については、環境基準値を超過する測定結果が多いものの、国の検討会においても指標性に乏しいとの指摘もありますので、引き続き個別に水質の状況を監視していくべきと考えます。

2件目のご意見についての説明は以上です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○池部会長　　ありがとうございました。

本件はいかがでしょうか。何かコメントあるいは関連するご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

○西村委員　　この芥川は自然探勝の場になっている場所なのでしょうか。

○事務局（川上）　　はい。摂津峡という有名な探勝地がございまして、渓谷の美しい景

観を間近で見られるような、そういうった利用がされています。

○西村委員 この2つの意見に対する回答は同時に閲覧できる、そういう状態で回答するということになるのでしょうか。

○事務局（川上） はい、そうです。

○池部会長 そういう意味では、先ほどと同じ考え方で設定しているというのは書いているのですが、芥川に関してはそれを満たしているという言い方をしておいた方がいいのかもしれないですね。

○西村委員 そうですね。

○池部会長 他に何かございますか。

○岸本委員 こちらのBODの汚濁負荷量の推定ですが、ここでいう「その他」は主に自然由来と考えてよろしいでしょうか。

○事務局（川上） 確認いたします。

○岸本委員 今回のご意見は採石場とか集落の影響があると考えられるので厳しい基準を遵守できるのか懸念があるということであり、集落の生活系、それから採石場の産業系がトータルの中でパーセンテージとして負荷が低いという現状から判断して、それらが少々増減したところで影響が少ないという回答でいいとは思うのですが、もし「その他」の部分に自然系以外の変動要因があるようであるならば、そのあたりの影響も含めて回答の中で示した方がいいと思いました。

○事務局（川上） 「その他」に含まれますのが、山林、水田、畑、あと畜産関係なのですが、芥川（1）では畜産関係はございませんので、それ以外の土地関係の由来のものになります。

○益田委員 今と同じところですが、実際に行政の負担というのはどういう形で増えてくるのですか。例えば、私はよくわからないのですが、こういう集落、これは田舎の集落なので多分下水処理というのは簡易下水道を使っていますね。産業系だとなおのこと排水処理はわりと厳しくコントロールされているので、そのことに行政が負担を背負わなければならないということは多分あまりないのではないかと思いますが、この質問されてきた方が心配されているような実際に行政が負担しなければならない処理に係る費用というのはどういうものが推定されるのですか。

○事務局（川上） 例えば新たな対策を考えて講じるとかそういうこともイメージされておられたようで、厳しい基準を満たすために何か新しい施策を打つとか、そういうことをやってまでAA類型にする必要があるのかということも思われていたようです。

○益田委員 多分、将来的に例えばこの地域にものすごく大きな住宅地ができたような場合には新しい施策が必要になるのかもしれないし、それは一応受益者負担ということで、行政が指導しながら実際に開発する業者が負うというようなことでもやっていくれるだろうと思うのですが、場所がAA類型に指定されている自然探勝の場であるということを考えると、そういう大規模な開発というのは想定しにくいですね。そういうことも含めて、今現状

がAA類型を満たしていて、何もしなくてもある程度この状況は維持できるということが説明できるのであれば、やはりそのようにした方がよいと思いました。実際にあまり想定される負担はないですよね。

○事務局（川上）　　はい。先生にご指摘いただきましたとおり、現状でも十分心配ないということをわかりやすくお示しできればと思っています。

○事務局（岡野）　　若干補足をさせていただきます。岡野でございます。

前回の部会で個別に芥川等の状況を見ていただきまして、その中で、当然将来の開発の状況等も含めて、このままの状態であれば特にAA類型を指定しても基準を超えるようなことはなかろうという結論を出していただいておりますので、そういうことが趣旨としてわかるような書き方をさせていただきたいと思います。

○池部会長　　他に何かございますか。

○島田委員　　先ほど部会長がおっしゃったように、水無瀬川の方の回答は、「とてもきれいで、利用状況によってAA類型としていません」という話で、こちらは、「景勝地だけど、いろいろ採石場とか水質に関して懸念がある」という理由でAA類型としないということなのですが、比べると水無瀬川の方はとてもきれいだけど、利用されてないのでAAにしないという、それだけの単純な感じの回答なのに対し、芥川の方は大腸菌がどうとかの水質に関する言及がなされていて、一般市民から見たら水無瀬川の方がきれいなように見えかねない。やはり、水無瀬川の方の利用状況が現在はこうで、芥川の方は自然景勝地としてそういう位置づけになっている。水無瀬川の方は、水質の懸念はないが将来的に利用状況が自然景勝地として整えばAA類型とされる可能性は高いというような、両方比べてどちらも納得できるような感じにすべき。並べて回答されるので、そのあたり、わかりやすいように示していただけるといいと思います。

○事務局（岡野）　　わかりました。ありがとうございます。工夫をさせていただいて、また見ていただくようにいたします。

○池部会長　　ほか、ございませんか。よろしいですか。

2つの意見が随分違う方向を向いていまして、水質的にはどちらもきれいなところなので、その差の書き方がなかなか難しいというところがあります。したがって、気を使って回答していただくということでまとめさせていただきます。

それでは、パブコメについてはこういう形で回答するということで進めさせていただきます。部会の見解として出していくので、事務局で作業していただきますが、その後チェックがあると思いますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料1-2で部会報告の素案について検討したいと思います。

ご説明の方、よろしくお願ひいたします。

○事務局（川上）　　では、続きまして、資料1-2により説明いたします。また、最新の水質の状況といしまして、平成27年度における公共用水域及び地下水の水質調査結果について、参考資料1を本日お付けしています。資料1-2の説明の途中で触れる部分があ

りますので、お手元にご準備いただきますようお願ひいたします。

説明の前に、大変申しわけないのですが、資料1－2に1点修正がございまして、34ページでございます。「(2) 水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定」の1行目に、「5 (2) の①②の考え方方に沿って」とあります。この「5」を「4」に修正してください。お手数をおかけしますが、お願ひいたします。

それでは、説明いたします。

こちらの資料1－2では、類型指定の見直しにつきましてこれまで本日を含めて3回ご審議をいただき、その内容を部会報告（素案）としてまとめています。

まず、構成を説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目の目次をご覧いただけますでしょうか。

今回、「はじめに」と「おわりに」のところはまだ記載していないのですが、それ以外の1から8までの部分を本日の資料としてお示ししています。「1. 類型指定の状況」、「2. 水域の利用の状況」、「3. 水質等の状況」、「4. 類型指定の基本的な考え方」。ここまで4月に開催しました第8回の水質部会でご審議いただいた内容です。また、「5. 新規指定及び改定を検討する河川の抽出」、「6. 河川水域ごとの検討の項目」、「7. 河川水域ごとの検討結果」、そして「8. まとめ」までが7月に開催しました第9回の水質部会の内容となっています。

資料は56ページまでが本編でございまして、その後ろに資料としまして2種類、まず「月別のBOD濃度、流量等の詳細データ」、それが12ページほどございまして、もう1つ、「府内に生息している魚類のデータ」、それが7ページほどございます。また、その後ろに参考としまして環境基準、審議経過、それから水質部会委員の名簿、諮問の写しをつけています。

今回はこれまでの資料の内容をまとめた形になっていると申し上げたのですが、資料の内容を一部修正した事項、それから今後修正が必要になってくる事項がありますので、そちらを申し上げます。大きく3点ございます。

1つ目は、「3. 水質の状況」というところで、7ページからになります。

こちらは今後修正が必要な事項でございます。この「3. 水質の状況」というところが4月の第8回部会のときの資料の内容なのですが、その時点では平成27年度の調査結果についてまだ取りまとめが終わっておりませんでしたので、平成26年度までのデータで状況を検証していました。そのため、表5の達成率の推移や、図、それから、9～15ページにかけての水質データ、こういった経年の推移を示すようなデータが平成26年度までのものとなっておりますので、これらのデータを、次の部会でお示しする部会報告案のときには全て平成27年度までのデータに更新したいと考えています。

なお、7月の第9回の部会のときには27年度の速報値が出ていましたので、速報値を使った形で河川水域ごとの類型見直しの検討を進めていました。

ちなみに平成27年度の水質調査結果を今ご紹介したいと思います。先ほどお手元にとお願いいたしました参考資料の1をご覧ください。

こちらが8月26日に報道発表した資料となります。公共用水域及び地下水の結果でございまして、詳細についての説明は割愛いたしますが、今回のこの調査結果のトピックスが2つございます。1つは河川のBODの環境基準の達成率が向上したこと、それから、もう1つは海域のCODについても環境基準の達成率が向上したこと、この2点となります。

具体的には、2ページ目の②のところに河川のBODの状況を記述しています。

1つ目のポツで、河川の代表的な汚濁指標であるBODの環境基準達成率が、長期的に今まで改善傾向にあったのですが、平成27年度は96.3%と前年度の90.1%から向上しまして過去最高の達成率となりました。水域別に見ますと、平成27年度は泉州諸河川で初めて達成率が100%となりました。

このように、河川の方で非常に達成率がよかったです、81水域のうち78水域で達成、3水域だけが基準を達成しなかったという状況でございます。長期的に見ても改善傾向にありますし、工場や事業場への排水規制や、下水道の整備などの生活排水対策の効果が着実にあらわれているものと考えています。

もう1つは、海域のCODですが、こちらは6ページに記載しています。

こちらも達成率が向上しまして、海域の代表的な汚濁指標であるCODは、兵庫県域も含めて類型指定されている12水域のうち9水域で環境基準を達成しました。近年ずっと達成率は横ばいの傾向でしたが、平成27年度は大阪湾（5）という湾口部の水域で達成しましたので、昭和56年度以来34年ぶりに達成率が66.7%から75.0%に向上いたしました。

湾口部の水域については、陸域から流入する汚濁負荷の影響と、それから紀伊水道などの海水交換によって湾の外の影響も受けるような海域です。ただ、近年の紀伊水道の水質については明らかな上昇または下降の傾向は見られませんでしたので、大阪湾（5）のこの水域の水質の改善は、やはり長年にわたる工場・事業場への排水規制や生活排水対策による陸域負荷の削減の効果があらわれてきたものと考えています。

全てを丁寧に説明できず申しわけありませんが、27年度のデータが出揃いましたので、次回の部会までにデータを更新しお示ししたいと考えています。

27年度のデータにつきましては、今回の資料をまとめるときに全て目を通しておきます。これまでのこの部会で検討いただいた資料の内容や考え方について、大きくトレンドが変わることはないことを確認しています。したがって、データを更新いたしましたが、今回の類型指定の見直しの検討の考え方や内容を変える必要はないということは確認しています。

これが1つ目の修正点でございまして、あと2つは既にこの今日の資料の中で修正を行った事項でございます。

では、2つ目の修正点でございます。

34ページでございます。

先ほど、「5」を「4」に修正いただいたところ、新規指定や改定を検討する河川の抽出の部分に関するところでございます。

水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定、こちらは前回の資料にもあったのですが、この中で、前回の部会で「水生生物の類型指定に関する基本的な考え方方に沿って、府内の全ての河川水域を対象にまず水生生物の状況を確認したのか」というご質問をいただきました。そのときの記述ではそれがはっきりわかるように書いていませんでしたので、そのご意見を受け、府内の全ての河川水域を対象にまず基本的な考え方方に沿って水生生物の項目を確認したことがわかるように記述を修正しています。

それから、3つ目の修正点としましては、37ページから54ページまで続く9つの新規指定それから改定の河川水域の詳細な検討結果の中の話なのですが、例えば39ページの芥川(1)のページをご覧いただけますでしょうか。

この中で(ア)水質の状況というところの3つ目のボツで、月別のBOD濃度、流量等の詳細データを見たということを書いてあるところです。前回の水質部会のときに、時々高い値が出ており、その理由がわかっているようなものだけを、前回の資料には記載していたのですが、「全ての高い値も見たのかどうか」ということがはっきりわからない。きちんと確認したのですか」というご質問をいただきましたので、確認したことがわかるように全て記載をするようにいたしました。そして、原因がわからなかつたものについては「原因は特定できなかつたが、こうでした」というように、その旨も全て記載するようにしました。

このように、芥川の(1)、箕面川(1)、寝屋川(1)と石見川、この4つの河川について記述を修正しました。39、41、43、47ページで、(ア)水質の状況の記載を一部修正しています。

その他、表現の適正化など軽微な修正も行っています。それ以外につきましては、これまでの部会にお示ししました資料の内容をまとめています。

次回の部会では、平成27年度の水質調査結果を反映させまして、それから「はじめに」と「おわりに」の部分も追記した上で報告案をまとめてお示ししたいと考えています。「はじめに」というところには、諮問や、これまでの審議経過を中心に述べる予定です。「おわりに」のところは、まずは今回の検討についての総括を述べる予定で、最後に今後に向けての追記事項といいますか、例えば今後も利用状況や水質の状況の変化に対応して適宜改定することが望ましいとか、AA類型の指定については積極的なPR、情報発信などを行うことが望ましいとか、あと、今後も魚類に関するデータを更新したり集積することが必要であるといった内容を考えています。

部会報告(素案)の内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいいたします。

○池部会長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いいいたします。

前回までの部会で検討してきた内容ですが、特に大きい修正事項について3カ所ご説明がありました。

明快に説明していただき、我々のコメントを反映していただきました。先ほど既に言つていただきましたが、平成27年度のデータの傾向については全て確認済みということですので、内容について変化はないはずであるということです。傾向として昨年度までの水質がしっかりと守られていることを確認いただいた上で、今回の改定案になっています。

あとはデータで不明であったところを追記し、全てチェックしたということを書いた上で、今回の改定の項目を抽出しているということを明記していただいたということですが、いかがですか。よろしいですか。前回、前々回と審議してきた内容で反映していただいたということかと思います。

あと、次回、最終版にするために「はじめに」と「おわりに」があるわけですが、1つリクエストとして、「おわりに」になるのかもしれません、やはり今回の場合はAAへの改定をしていくというのが1つの大阪府のチャレンジですので、それを特記していただくべきだと思います。一緒に作成したいと思いますので、よろしくお願ひします。

他は何かございますか。いいですか。

修正した部分を、一字一句確認したわけではございませんので、各河川のデータの記述などで、もしお気づきのことがありましたらご意見をいただきまして、それをしっかりと修正して本意が伝わるようにして完成させたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ということで、次回が最終の部会報告ということになってまいりますので、事務局で作業をお願いして、先生方も今の記述の不備などがないかコメントを、事務局宛てで結構ですので、いただければと思います。

○事務局（川上）　　ありがとうございました。

○池部会長　　それでは、今日、もう1つの項目がございます。議事の（2）にあります化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準案についてということです。これは資料2-1と2-2ということになってございますので、これを用いて事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局（田渕）　　環境保全課の田渕でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料2-1と2-2を用いて説明させていただきます。

前回の部会で、総量削減計画のあり方と総量規制基準案につきまして、検討に当たっての基本的な考え方をお示しいただきました。それに基づいて事務局の方で整理を行いましたので、報告をさせていただき、ご審議いただければと思います。

まず最初に、資料2-1の総量削減計画のあり方検討についてという方をご覧ください。

前回お示しいただきました基本的な考え方です。まず1点目は、国が現在策定作業中である総量削減基本方針と、大阪湾の特徴、具体的には、窒素・りんは環境基準が達成されている一方でCODは環境基準達成率が低い、また、汚濁負荷量に占める生活排水の割合が高いということを踏まえて検討するということです。

具体的には、削減目標量とその達成の方途のあり方について発生源別に検討するということをお示しいただいています。今日はこの部分を特に説明いたします。また、その他汚濁負

荷量の削減に關し必要な事項について、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方に係る答申を勘案して検討するということです。2点目につきましても本日ご意見いただけましたら、また次回お示ししたいと存じます。

2番目でございますが、国の基本方針の策定状況です。

現在策定作業中で近々公表されると聞いている「第8次の総量削減基本方針」につきまして大阪湾に係る内容を整理しています。

1点目が削減目標量についてで、これは平成31年度にどういう汚濁負荷量を目指すのかということです。表1に示しているような形で現在検討されているということです。

前回もお示ししましたが、中央環境審議会のあり方答申で、大阪湾については窒素、りんは達成されていて、CODは環境基準の達成率が低く、また、大規模な貧酸素水塊も発生しているということから、窒素、りんの環境基準達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるという指摘を踏まえまして、ご覧いただきますように、CODで申し上げますと、大阪湾では、引き続き削減を図り、平成26年度は91トンだったものを31年度には85トンにするということです。そのうち大阪府では49から46と、3トン削減することが示される見込みです。

窒素、りんにつきましては、大阪湾で、窒素が88トンを87トン、りんが5.8トンを5.6トンということで、削減量は小さく見込まれています。ただ、削減しないということではなく、総量としては削減をするということです。

こちらの削減目標量の数値ですが、注書きの2つ目にございますが、汚濁負荷量の算定方法が第7次までの方法から一部変更されています。具体的に申し上げますと、下水処理場からの負荷量の算定が一部精査されており、その方法によって26年度の汚濁負荷量も再算定されています。

基本方針では、まず、このような削減目標が示されまして、それをどうやって達成していくのかという、削減の方途についても示される見込みです。具体的には、大阪湾においては窒素、りんの環境基準達成状況を勘案しつつ有機汚濁を解消するということで、まず1点が生活排水について、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設を整備し、また高度処理化等の対策を計画的に推進するというのが1点です。ここは前回部会でお示ししたところと同じ内容です。

1枚おめくりいただきまして、次に、指定地域内事業場の排水の規制等ですが、これまで行われてきた汚濁負荷削減対策の実績、また難易度等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること、また、小規模・未規制事業場の排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うことが示されています。

全体としましては、第7次の基本方針における削減の方途とほぼ同様の内容になる見込みです。これまでやってきたことをしっかりやっていくという方針が示される見込みです。

この基本方針を踏まえて削減目標量を検討するのですが、まず、平成26年度における発生源別の汚濁負荷量を、前回はそれぞれの「生活排水」、「産業排水」、「その他」の割合だけ

を示していたのですが、それを細かくお示ししております。

それぞれ円グラフが3つありますと、COD、窒素、りんのいずれの項目におきましても大阪の場合は生活排水が高いということで、CODは79%、窒素60%、りんも60%となっています。その内訳は、下水処理場が占めている割合が高いということです。それから、産業排水につきましても13%から15%ということで、一定の割合を占めているという状況です。

一点補足させていただきますと、それぞれの「生活排水」、「産業排水」、「その他」で下水処理場があるのですが、これは処理場が、生活排水も受け入れますし、工場・事業場からの排水も受け入れている、その他の水も入ってくるということで、それを内訳として3つに分けてそれぞれ出しているものです。

全体的にはこのような状況で、さらに3ページ目の表2で平成21年度と26年度の汚濁負荷量の比較をしています。

こちらを見ますと、今回特に削減する必要があるとされているCODですが、その中でも特に生活排水の雑排水が11.7トンから8.0トンと3.7トン減少し、全体的に見て最も大きい削減量になっています。これは、これまでくみ取りや単独処理浄化槽で、そのまま未処理で河川等に入っていた生活雑排水が、下水道や合併処理浄化槽に取り込まれるという整備が進み、そちらからの負荷が減っているということです。

減ってはいるのですが、平成26年度においても雑排水の汚濁負荷がまだ8トンございまして、占める割合が大体16%ということですので、引き続き生活排水対策を重点的に進めることにより、CODの着実な削減が図られると考えられると整理しています。

今申し上げましたのが実績の値で、これらも踏まえて、31年度の削減目標量を発生源別に考えるとどうなるかという試算を行っています。

4ページをご覧いただきますと、試算を行うに当たりまして、表3の人口フレームも設定して推計しています。まず総人口は、大阪府の予測に基づき、減少していくとしています。それに対して、下水処理の人口は増加しまして、それを反映して、一番下の雑排水の人口は44万人から32万人に減っていくとしています。

試算の結果は表4にお示ししているとおりで、国の基本方針で示されます削減目標量の見込みをほぼ達成できるという結果となっています。先ほど1ページ目の表1でお示しましたCOD46トン、窒素48トン、りん2.9トンというところが概ね達成できるという結果となっています。

しかしながら、今回産業排水につきましては26年度の値を基本的に据え置いていまして、伸びなどを考慮していないということがございますので、COD負荷量の確実な削減のためには産業排水対策の推進が必要で、それに加えて、引き続き事業場からの汚濁負荷量の削減指導等も進める必要があると考えられるということです。

以上が総量削減計画のあり方に關する資料で、ただいまの結果も受けまして、次に、資料2-2の方で総量規制基準案について整理をいたしましたので説明をさせていただき

ます。

まず総量規制基準ですが、参考資料2に、ホッチキス留めで現在の総量規制基準の一覧表をお示ししています。COD、窒素、りん別に整理していますが、例えばこの畜産農業でいいますと、第7次のC値の幅というのが、これは国が示している幅でして、例えばC<sub>COD</sub>、既設の事業場については下限値70、上限値110を国が示しています、この範囲内で、大阪府ではどういう値にするか、知事が指定しているということです。畜産農業のC<sub>COD</sub>につきましては、大阪府では下限値の70を府は採用しています。

あともう1点が、このように業種区分ごとにC値を決めるのですが、実際の排水の規制については、このC値に排水量を掛けて出てくる負荷量、L値といいますが、この負荷量で規制をするということで、C値を規制そのものに使うということではないということです。

それから、同一の事業場の中に複数の業種区分の施設がある場合がありまして、例えば畜産農業に関する施設もあれば浄化槽のような施設もあるという場合は、それぞれのC値にそれぞれの排水量を掛けて負荷量を出し、それを合算したものをして規制しているということです。このような基準でして、このC値をどうするかということを検討していくということです。

まず、前回お示しいただいた基本的な考え方についてです。1点目は、大阪府独自に業種区分をより細かく設定しているところについては、府域における排出実態等を踏まえて引き続き採用するかどうか検討するということです。2点目でございます。CODで申し上げますと、200ちょっと業種区分があるのですが、C値として、第7次で国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用している業種区分はそのうちの180ぐらいで、C値の範囲の下限値を採用していない業種が26業種区分あります。これらについて、窒素、りんのC値の範囲が変更されていないこと、また、CODのC値の範囲の上限値の引き下げ状況を勘案して検討するということをお示しいただいています。

次に、先日、国の方から第8次のC値の範囲が告示されました。前回の部会で、あり方答申で示されている内容を説明いたしましたが、そのときと変わりはなく、CODについて15業種区分の上限値が引き下げられています。ちなみに下限値の方は据え置かれています。また、窒素、りんについては上限値、下限値とも据え置かれています。

以上のような状況を踏まえまして、1ページおめくりいただきまして、総量規制基準案の具体的な検討内容についてです。

まずCODについてです。第7次で国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用していない業種区分、具体的には、A3判の別紙資料としてお配りしております表1、こちらにお示ししていますのが、下限値を採用していない業種区分になります、これらについて見直しの検討を行いました。

まず1点目ですが、先ほどの告示で上限値が引き下げられた業種区分がこの中に2つございます。具体的には、表の中ほど、業種区分コード「221050」の「し尿浄化槽の備考（単独処理浄化槽）」の区分と、その下の業種区分コード「223030」の「し尿処理業（高度処

理を行うもの)」の2つの区分について、上限値が引き下げられています。具体的には単独処理浄化槽は70から50に引き下げられ、し尿処理業の方は50から40に引き下げられています。

この2業種区分については、2ページ目にお示ししているような形で上限値の引き下げ率と同じ率で引き下げた仮C値を算出いたしました。具体的には、図1のポンチ絵を見ていただきますと、第7次のときは下限値30、上限値70ということで幅が40ありましたが、第8次では下限値30、上限値50ということで、幅が20に半減していますので、同じように、下限値とC値の幅を半分にして、仮のC値ということで35と算出しました。

こちらが単独処理浄化槽の方でして、し尿処理業の方も同じような作業をしますと17.5という仮の値が出てまいります。

まず、この作業を行い、次に、今回、①で引き下げたところも含め全ての業種区分について、それぞれの業種区分ごとに、ポツの1つ目、各事業場の「負荷量最大日における当該業種区分に該当する工程排水の処理後の濃度の推計値」を算出し、その値と現行のC値、先ほどの仮のC値、また国の下限値と比較しました。

この推計値ですが、先ほど申し上げましたとおり、1つの事業場で複数の業種区分の施設を有しているというケースもありますが、排水のデータというものは事業場全体で1つのデータ、排水口のデータという1つのデータとなりますので、C値の検討に当たりましては、それぞれの業種区分ごとの排水量などの届出内容も踏まえて按分し、推計しています。

その数値は、表1の検討の②でお示ししています。例えば一番上のコード「59001」の「繊維工業」については該当する事業場が3つあります。それぞれの施設からの排水の処理後の濃度の推計値を出して、それを最小、平均、最大という形で整理しています。このような作業を全ての業種区分について行いました。

その結果、③ですが、C値を見直すことが適當と考えられるケースが3つに整理できると考えています。

まずケースⅠは、処理後の濃度の推計値の最大値が現行のC値を下回り、また、通常時の排水処理実態等も見てC値を見直すことが適當と考えられるという場合です。

これは先ほどの「59001」の「繊維工業」で申し上げますと、最大日の濃度が一番高いところで49.1mg/Lという推計値があり、現在は府が90という値をとっている、また国の下限値は80という値で、これと比較すると十分下回っているということで、今回の見直し案としては80にしてはどうかというのがこのⅠの考え方です。

この考え方当てはまる業種区分は、表1に示すとおり12業種区分あります。

続きまして、ケースⅡです。こちらは処理後の濃度の推計値の最大値は現行のC値を上回りますが、通常時の排水処理実態などから見てC値を見直すことが適當と考えられる場合です。

こちらは、コード「62002」の「繊維工業(日排水量が400m<sup>3</sup>以上)」のところでございます。こちらについては事業場が2つございまして、最大の方は101.8 mg/Lという推

計値でございまして、こちらを見ると現行の70を超えておりますが、実際の事業場の通常時の排水処理実態等を確認したところ、この101.8というのが少し異常なときのデータで、通常時の状況を見ると、C値を50にしても、十分L値を下回ることができるということで、C値の案を50としているものです。

次に、ケースⅢにつきましてはC<sub>o</sub>、C<sub>i</sub>に該当する事業場が存在しない場合ということで、C<sub>o</sub>、C<sub>i</sub>は既設の事業場に適用しますので、それに該当するものがないところについては基準を下限値まで下げても問題ないということで、下げているということです。

これは、具体的にはコード「204000」の「電子回路製造業」が該当いたします。

以上の検討を行いました結果、表1にお示しするとおり、C<sub>o</sub>は8業種区分、C<sub>i</sub>は4業種区分、C<sub>j</sub>は3業種区分について見直し案のとおり見直すことが適当と考えられるとしています。

続きまして、窒素及びりんに係るC値についてです。

窒素及びりんは、CODとは異なりまして、業種区分ごとの工程排水の濃度の差が、非常に大きくなっています。

表2と表3をご覧いただきますと、まず表2が窒素についてですが、平成21年度と26年度の各事業場の負荷量最大日における濃度を比較し、大きく改善されているものや、排出実態が変わっているものについて見直すということで整理を行いました。

結果ですが、3ページにお示しするとおり、窒素につきましては、排水処理の濃度の推計値を比較すると、大きく改善されているようなところがあまりないのですが、1つ、コード「149000」の「コークス製造業」につきまして、21年度は300 mg/L近かったものが26年度は15程度になっています。こちらについて確認したところ、コークス製造工程を今は休止しており、再開する予定もないということ、また全体のL値の状況からC値を引き下げても十分対応できるということで、このC<sub>no</sub>を下限値の500まで引き下げるという案を示しています。

他の業種区分については、今の時点ではなかなか引き下げられるところがないと判断しています。

りんにつきましては、その次の表3でございます。こちらにつきましてもそれぞれ排水の実態を比較いたしました結果、C値を見直すべきと考えられるものがないとしています。

この表の中に、窒素、りんの浄化槽と雑排水の業種区分が入っていないのですが、こちらについてはそういう排水の特性上、なかなか窒素、りんの原水濃度や除去率に大きな差がないと見込まれるということ、また国の方でC値の範囲が据え置かれたということも踏まえまして、C値については現状のとおり据え置くことが適当と考えています。

次に、基本的な考え方で検討すべきとされました、大阪府独自の業種区分についてです。

表4にお示ししているとおり、例えばCODの整理番号「59番」の「繊維工業の織物機械染色整理工程」は、国では1つの業種区分ですが、大阪府では日平均排水量400m<sup>3</sup>未満、以上で細分化をしているというようなことです。

こちらにつきましては、事業場からの排出実態を検討した結果、細分化した業種区分においてはそれぞれ排出実態が異なっていることから、引き続き細分化を行うことが適当と考えられるとしています。

ただし、(1)、(2)に示す見直しを行うことにより、C値が同一の値となる、例えば先ほどの「59番」はC値のC<sub>0</sub>を下限値まで下げるという案を出しておらず、その場合細分化していたものがそれぞれ同じ値になりますので、それについては統合することが適当であるということで、3つの業種区分が該当いたします。

総量規制基準の見直しの案につきましては以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○池部会長 今ご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

○岸本委員 まず、資料2-1の総量削減案計画のあり方検討についてですが、ご説明の中で、表2で、平成21年度と平成26年度の汚濁負荷量の比較をされていて、雑排水が減っているというのは合併処理浄化槽に移行したというお話だったと思うのですが、資料をみると合併処理浄化槽も減っています。ですので、基本的には下水処理場の方に移行したと考えてよろしいですか。合併処理浄化槽も数として減ってきているということですか。

○事務局（田渕） はい。合併処理浄化槽に移行するのもあれば、下水に入るものもありまして、全体的には下水道が効いているということでございます。

○岸本委員 あと、その次のページの表4、平成31年度の汚濁負荷量の試算結果で、「産業排水」とか「その他」は現状と同じ数値になっていますので基本的に現状維持であるという認識で、生活排水の方は、下水処理場がそういった単独や雑排水の方から移行する分があつて若干増えているのですが、雑排水、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽が減ることでトータルは減るという見込みだということですが、これは府として、単独処理浄化槽や合併処理浄化槽を使っている家庭の下水処理場への接続を推進するような何か積極的な施策を講じることを見込んでの話なのか、そうではなくて、自然に徐々に古い家が潰れていったときに下水道に接続されることを見込んでの数値なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（田渕） ご指摘いただいた浄化槽の部分につきましては、現在、府の施策として単独処理をまず合併処理にしていくということで、市町村設置型の浄化槽の整備等をしています。それぞれの市町村の特徴で、ここは下水でやっていくとか、ここは浄化槽でやっていくという計画をつくりまして、適切な方法で生活排水の100%適正処理を目指して取組みをしているということでございます。

○岸本委員 わかりました。もう1つよろしいですか。

○池部会長 はい。

○岸本委員 CODのC値の検討の方なのですが、表1を拝見させていただくと、今回I、II、IIIという3つの見直しのカテゴリーがあって、Iは多分それでいいと思いますが、例えばIIが1つだけあって、「繊維工業（400m<sup>3</sup>/日以上）」というところです。現状の70

を下限値の50に見直そうということですが、数値を見ると最大値が101と現状の70を大きく超えています。平均で見ても64で、現状はぎりぎり何とかクリアしているが、下限を50に見直すとなかなか達成が難しそうな印象があります。一方、例えばそのすぐ下の、「パルプ製造業」を見ると現状、最大でも41.9で、現状の府のC値はクリアしている。もちろん下限値の40まで下げると若干オーバーしますが、平均値を見ても十分クリアできそうな数値と私には見えるのですが、ここは見直しが入っていない。同じⅡというカテゴリーの中で、何となく素人的に見ると、「パルプ製造業」の方が見直しに向いていて、「繊維工業（400m<sup>3</sup>/日以上）」は見直しに向かないのではないかという印象があるのですが、そのあたりの判断の根拠はいかがですか。

○事務局（田渕） ご指摘いただいたとおり、少しわかりにくくなっています。まず1つは、濃度が推計値であるということがございまして、この「繊維工業」につきましては101.8と非常に高い値に、その年度の最大日のデータということで高い値になっていまして、さらに細かくその事業場の排水実態を確認したところ、平均では64で、この101.8というのはかなり特異的な値だったということです。

それから、規制基準については、先ほど申し上げましたとおりL値ということで、濃度に排水量を掛けた負荷量で規制いたします。そちらの状況を確認したところ、十分下回っており、規制上の問題がないというところもあって、このコード「62002」については、引き下げられるのではないかと考えています。

その下のコード「88000」につきましては、同じように事業場の排水実態を確認したところ、引き下げるにL値の遵守が厳しくなるということも勘案して、ここでは下げるにしないということです。

○岸本委員 すると、L値も含めていろいろ総合的に検討された結果ということですね。例えば今後また資料を出されるときに、L値の推計結果などをつけていただけすると、「確かにC値で見るとうだけれども、L値で見たらこうだから、こちらだな」ということがよりわかりやすいという印象がありますので、ご検討ください。

○事務局（田渕） 今、申し上げたようなことがこの資料で読み切れないところがあつたかと思いますので、そのあたりを丁寧に記載するようにいたします。

○池部会長 実態を精査していくと、Ⅰはいいのですが、Ⅱについて、実際にできそうなところはここになりますということかと思います。それでいいですね。

○事務局（田渕） はい。

○池部会長 他、何かございますか。

ⅠもⅡもあまり変わりないような気がします。結局、過去の処理の実態を踏まえて可能だと思われたカテゴリーに、今までよりも低い値を適用していくというような気がします。特に先ほど岸本委員の方から指摘があった「パルプ製造業」の41.9や、その下も32.3で、数字だけ見ていくとそういうところは十分ですという気もしてしまうところがあります。Ⅰというのは実態からしてもうできていますというところで、Ⅱの方は実態からいうと特異的な

悪い運転をしなければできますというところかと思うのですが、わざわざ分けることに少し違和感がある気がします。今回はこれで我々は理解しますが、次回以降もありますので、そのあたりは、実際に全部データを見て精査をするところなるというものかなと思います。

○事務局（田渕） ご指摘いただきましたとおり、この区分分けについてわかりにくいところがあると思いますので、考えさせていただきます。

○池部会長 他、何かございますか。

○島田委員 CODの表1のところで事業場の数が載っているのですが、これ、過去から将来的に多く変動する区分とかが見込まれるとか、そういうデータはないのですか。この3とか1という数字は今、現状の数ですね。

○事務局（田渕） はい、現時点の事業場数です。

○島田委員 例えば窒素では、21年度と26年度で事業場数が変化しているように見えますが、これも今1になっているところがなくなるとか、過去にすごく多くあったが1になっているとか、そういう変動というのはどうでしょうか。これは今後もずっとそのままという予測でやっておられるのでしょうか。

○事務局（田渕） こちらが現時点でどのような事業場があるかということで、新設の基準については、大体下限値をとっていますので、既設の事業場がどうなっていくかが重要ではございます。ただ、ここ5年間の比較をした中で、それほど劇的に変わったというようなことは、もちろん廃止したり下水につながっていったりということで減る方向ではあるのですが、大きくは変わらないと思っています。

○池部会長 新設の今まで区分のなかったところは、下限値を本来当てはめるという形になるということですね。

他、何かございますか。

窒素に係るC値の検討の、表2で、「コークス製造業」がありましたが、コークス製造が休止しているとおっしゃいませんでしたか。それでも、コークス製造業のままになるのですか。

○事務局（田渕） これは製鋼関係の工場なのですが、その中に、製鋼に関するラインもあればコークス製造に関するラインもあるということで、そのコークス製造に関するラインが施設としてはあるのですが、稼働は今止まっているということです。

○池部会長 そうすると、ここの区分でその事業場を特徴づけるということになるのでしょうか。コークスを止めてもう一度再開する見込みもないということになると別のラインのものが主なものになっているのに、そちら（コークス製造業）の区分を当てはめることになるのか thought たりしたのですが。

○事務局（田渕） 例えば、製鋼のラインとコークス製造のラインがあって、1つの事業場の中に2つ業種があるという状況になっており、これがどういう種類の施設かという区分を示しています。全体としてのその会社が何々業だというのを示しているのとは少し違います。

○池部会長 実際には、コークス製造業ではないラインが動いているのですね。

○事務局（田渕） そうです。そちらの方は動いています。

○池部会長 でも、登録はコークス製造業だからということになる。先ほど再開の見込みがないとおっしゃったので、逆に業種が変わるのかなという気がしたのですが、そのあたりは登録されたままになるのですか。

○事務局（田渕） 再開の見込みは低いと聞いているのですが、登録上はそうなります。まだここは製鋼とコークス製造があって、製鋼はずっと引き続き生きていますので、事業場として総量規制対象ということは変わりません。

○池部会長 他に何かございますか。

基本的には先ほどの資料2-1であったように、人口の自然減で大体達成の見込みであるということでおいいですか。

○事務局（田渕） はい。人口の減少と、引き続き下水等の取組みをしっかりやるということで達成の見込みということになります。

○池部会長 そのまま現状の処理実態でいけば、ほぼ総量としては達成できるだろうということですね。

○事務局（田渕） はい。

○池部会長 産業については現状のままで見込んでいるが、C値については下げられるところは下げていくという形で今回の見直し案が出た。それに従ってL値を含めて総量規制基準の案をつくるといいですね。

○事務局（田渕） はい。

○池部会長 他、何かございますか。よろしいですか。

それでは、今ご提案いただいたような形の総量削減のあり方について、パブリックコメント等を行うことになります。私と事務局で最終調整してパブコメ案をつくって出していきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

西村委員が前回欠席されたときにコメントをいたいていたというのがあったのですが、それもここで議論できればと思います。

○事務局（田渕） 前回西村委員がご欠席ということで、事前にご意見をいただきました。前回の部会では、その内容まで議論がいかなかつたので今回ご紹介をさせていただきます。

ご質問としまして、総量規制に関して2点ございました。1点目が雨天時の負荷はどのような実態になっていてどういう対策が考えられるのかということ、2点目が栄養塩類の適正管理について、窒素、りんは削減され、環境基準は達成しているが、削減のみを目指すよりも必要に応じて柔軟な対応ができる方策なり施策なりが必要ではないかというご指摘をいただきました。

まず1点目の雨天時の負荷の実態ですが、今日は資料をお示しできていないのですが、今回の汚濁負荷量の算定に当たっては国の基本方針の考え方で行っていますので、基本的に平

常時の水質ということで汚濁負荷量を算定しています。雨天時の負荷につきましては、次回の部会で、その他汚濁負荷削減に関して必要な事項について検討いただくことになっておりますので、その中でお示しをさせていただきたいと思います。

それから、栄養塩の適正管理につきましては、先ほどの基本的な考え方の中で、資料2-1の1番目でございますが、この中で「その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項について、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方に係る答申を勘案して検討する」となってございまして、そこで栄養塩の管理についてご審議いただきましたので、そのあたりについて、次回にお示しさせていただきたいと思います。

○池部会長 基本的に総量規制の規制そのものの案については平常時ということになっていますが、実際には雨天時の排出が非常に大きく、これだけ規制されてくると大きく効いてきますので、そのあたりも含めた計画ということになります。どうしていくかという対応については大阪府として案を明示していくことになるということです。

それから、栄養塩については非常に難しい問題ではありますが、別な部会の方で少し検討していますので、それに合わせた格好でどういう展開をしていくかについて、ここでオーライズしようということでおよろしいですか。

○事務局（田渕） 雨天時の負荷量の方も、定性的になるかもわかりませんが、そういうことが必要であるというご指摘をいただきましたら、そのあたりをまとめていきたいと思います。

○池部会長 前回に西村委員が欠席されたときにコメントいただいたことに対し、コメントを聞かせていただきました。

他、何か特にございますか。よろしいですか。

それでは、次の部会では、この計画のあり方、それからパブコメの結果を踏まえまして、基準の案を部会報告として上げ、その場で先ほどのプラスアルファの施策などについても検討するということになりますので、よろしくお願ひいたします。事務局の方では、資料を作成いただくようよろしくお願ひいたします。

それでは、議題（3）として、その他事項が書かれていますが、何かございますか。

○事務局（田渕） 次回の部会のご案内をさせていただいておりまして、開始時刻を11月14日の、15時から17時までということでご案内差し上げているのですが、事務局の都合で申しわけございませんが、開始を15時30分からにさせていただければと思っております。またご連絡を差し上げますが、場所は大手前の方にさせていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

○池部会長 ということで、次回の開催、調整はしていたのですが時刻が変わりますということです。

他はよろしいですか。

せっかくの機会ですが、委員の先生方から特に何かございますか。よろしいですか。

それでは、議事として終了させていただきます。皆様には審議にご協力いただきありがとうございました。

うございました。

それでは、進行を事務局の方にお返しすることにします。

○事務局（酒井） 長時間のご審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第10回水質部会を閉会いたします。ありがとうございました。